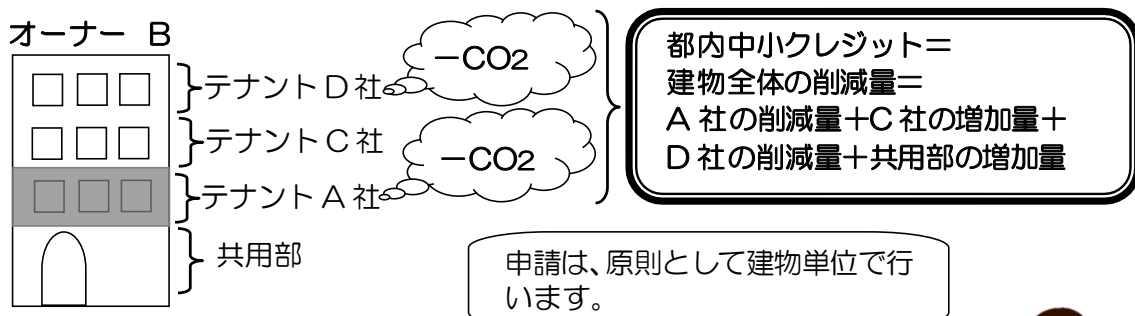


2-1	分類	都内中小クレジット
	事項	対象事業所の範囲

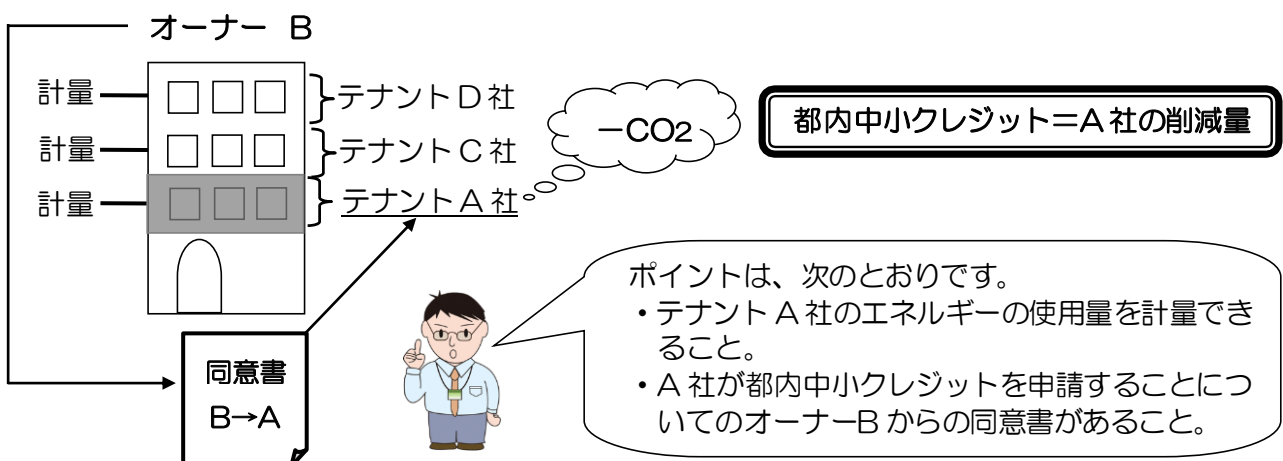
事例	テナント A 社は、自らの設備を更新する予定である。 テナントビルの所有者は B だが、テナント A 社が都内中小クレジットの申請を行いたい。
取り得る対応	都内中小クレジットの対象事業所の範囲は、原則として建物単位です。 しかし、エネルギー使用量を計量できること、かつ、オーナーから A 社に対し都内中小クレジット申請への同意を得ることを条件として、テナント単位、区分所有者単位等建物の一部の申請が可能です。 なお、都内中小クレジットは事業所範囲を重複して申請することはできません。同一の建物内に先行して申請された事業所範囲があるときは、その範囲を除いて事業所範囲を設定する必要があります。



～基本的な考え方～



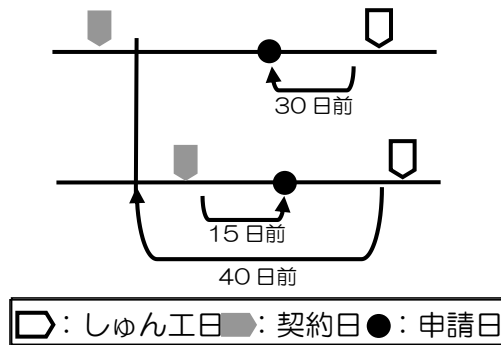
～建物内の一部分の場合～



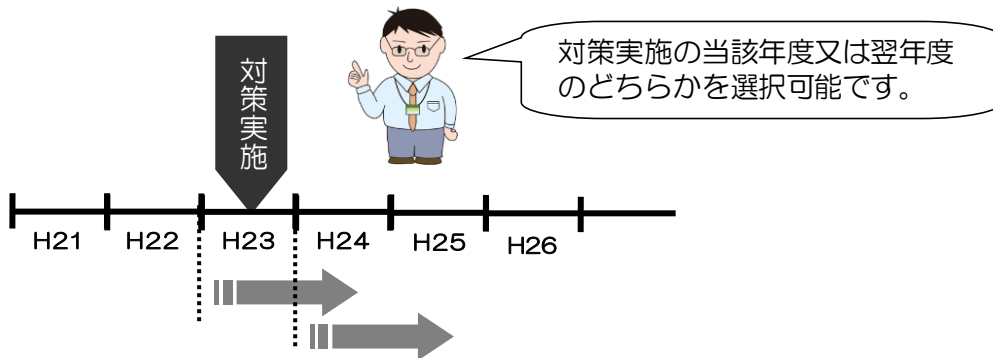
2-2	分類	都内中小クレジット
	事項	過去に実施した対策のクレジットの算定開始年度と発行可能期間
事例	A社は2011年度（平成23年度）に削減対策を行った。削減対策の効果が生じた2012年度（平成24年度）から都内中小クレジットの取得を希望したい。	
取り得る対応	<p>都内中小クレジットの申請者は、対策に係る工事の契約日から当該工事のしゅん工予定日の前日から起算して30日前（しゅん工の予定日の前日から起算して40日前が契約の日より前の場合は、契約の日の翌日から起算して15日前）までに事前届を提出する必要があります。</p> <p>削減量の算定期間は、対策の実施年度又はその翌年度から5年間が原則です。</p> <p>なお、対策の実施年度とは、工事終了後に当該工事により改修された範囲の使用を開始した日の属する年度のことです。</p>	

～事前届の提出期限～

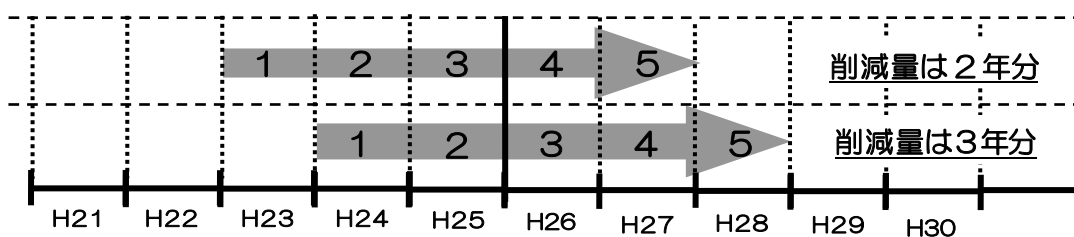
事前届は、削減対策の工事契約日から当該工事のしゅん工予定日の前日から起算して30日前（しゅん工予定日の前日から起算して40日前が契約日より前の場合は、契約日の翌日から起算して15日後）までに提出してください。



～算定開始年度の考え方～



～事例の場合の考え方～



2-3	分類	都内中小クレジット
	事項	LEDランプの要件

事例	A社は、都内中小クレジットの削減対策項目として、高効率照明器具の導入を考えている。導入するのは直管形LEDランプと決めたが、詳細な仕様をどのようなものにするか検討している。
取り得る対応	<p>都内中小クレジットの削減対策項目として認められるためには、いくつかの要件を満たすLED照明器具でなければなりません。</p> <p>LED照明器具の器具に対する要件は、次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①電球形LEDで定格光束が600lm未満の場合は、全て対象 ②電球形LEDで定格光束が600lm以上2200lm未満の場合は、器具効率が45lm/W以上のものが対象 ③電球形LEDで定格光束が2200lm以上の場合は、器具効率が60lm/W以上のものが対象 ④直管形LEDの場合は、定格光束にかかわらず器具効率60lm/W以上のものが対象 ⑤ランプのみの交換の場合、定格光束(lm)は、ランプ全光束(lm)に補正率0.9を乗じて得られた数値とする。 <p>LED照明器具であれば全て認められるというわけではありません。事前にしっかりと都内中小クレジットガイドラインを確認ください。</p>

A社が導入しようとしている直管型LED

<仕様>

品名：直管型LED 型番：000-5A00
 定格光束：2100lm 発光効率：70lm/W
 ○○株式会社

直管型LEDを導入して、省エネ対策するぞ！



発光効率が都内中小クレジット算定基準に該当するのでOK

直管型LEDは、定格光束にかかわらず、全て「2,200lm以上」の欄の器具効率に応じた省エネ率を適用する。

LED		
定格光束(単位 lm)	器具効率(単位 lm/W)	省エネ率
600未満	-	0.5
600以上2,200未満	45未満	-
	45以上65未満	0.3
	65以上80未満	0.45
	80以上100未満	0.5
	100以上120未満	0.6
	120以上	0.7
2,200以上	60未満	-
	60以上90未満	0.25
	90以上120未満	0.45
	120以上140未満	0.50
	140以上	0.60

削減対策項目をしっかりと確認してください。最新の省エネ設備でも、都内中小クレジットの対象にならない場合もあります。



2-4	分類	都内中小クレジット
	事項	事前届の書き方

事例	A社は、削減対策として照明器具及びパッケージ形空調機の導入を行い、中小クレジットの認定申請を行おうと考えており、現在、事前届を作成中である。
取り得る対応	申請する前に、都内中小クレジットの申請者の要件を確認します。要件としては、次のとおりとなります。 ●都内にあり、指定地球温暖化対策事業所以外の事業所（中小規模事業所）であり、地球温暖化対策報告書を提出していること。 ●中小規模事業所の設備更新権限を有していること、若しくは中小規模事業所の設備更新権限を有する者から同意を得た者であること。 ●都内中小クレジット算定ガイドラインで東京都が定める削減対策を実施済（予定）であること。 上記の要件を満たす場合は、事前届となる「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書」を提出してください。 なお、事前届は、検証機関による検証は不要です。

＜事前届の様式＞

事前届に対する東京都の確定通知は、事業所範囲について重複がないことを認定するものです。将来の都内中小クレジットの発行を保証するものではありません。

都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書（第1号様式）

＜提出時の注意点＞

提出する書類は、次のとおりとなります。

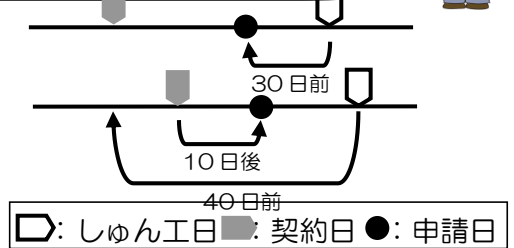
- (1) 都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量（見込）届出書類に加えて、電子データ（CD-Rなど）の提出も必要です。
- (2) 都内中小クレジット申請に係る同意書
 - ア. 設備更新権限を有しない方が申請を行う場合
都内中小クレジットの申請に係る同意書（第4号様式）
 - イ. テナント等事業者が建物内の一部を事業所範囲とする申請を行う場合
都内中小クレジットのテナント・区分所有者等申請に係る同意書（第5号様式）
- (3) 中小規模事業所の概要と事業所範囲がわかる書類
 - ・概要については、事業所パンフレット等を提出してください。
 - ・事業所範囲の床面積が分かる書類はしゅん工図書、検査済証のいずれかを提出してください。
 - ・事業所範囲が分かる書類は配置図又は平面図を指し、認定申請の範囲により、書類の記入方法が異なります。
 - ・最新の購買伝票等の写しも提出が必要です。
- (4) 削減対策項目に係る工事契約書の写し
しゅん工予定日、契約日、設備導入対策及び発注者が確認できる場合は、契約書全部ではなく一部提出することも可能です。
- (5) 設備更新権限を有することが分かる書類
不動産登記簿（表題部と権利部が確認できるもの）、賃貸借契約書又は固定資産台帳
- (6) その他東京都が必要と認める書類

(1)と(3)～(5)が基本セットです。

(2)は該当する場合に提出してください。

＜提出期限＞

事前届は、削減対策の工事契約日から当該工事のしゅん工の予定日の前日から起算して30日前までに、しゅん工予定日の前日から起算して40日前が契約日より前の場合は、契約の日の翌日から起算して15日後までに提出してください。

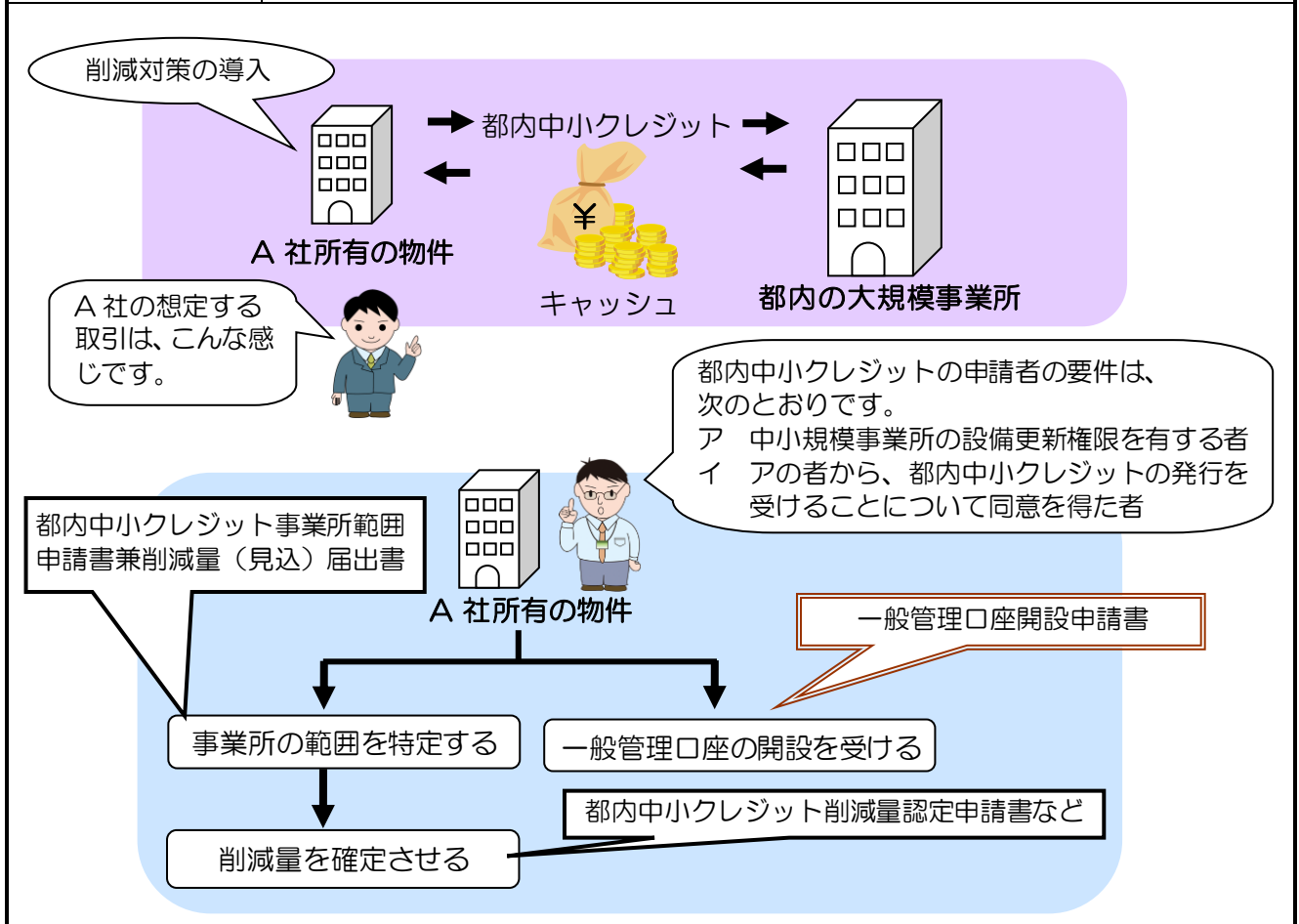


参照ガイドライン

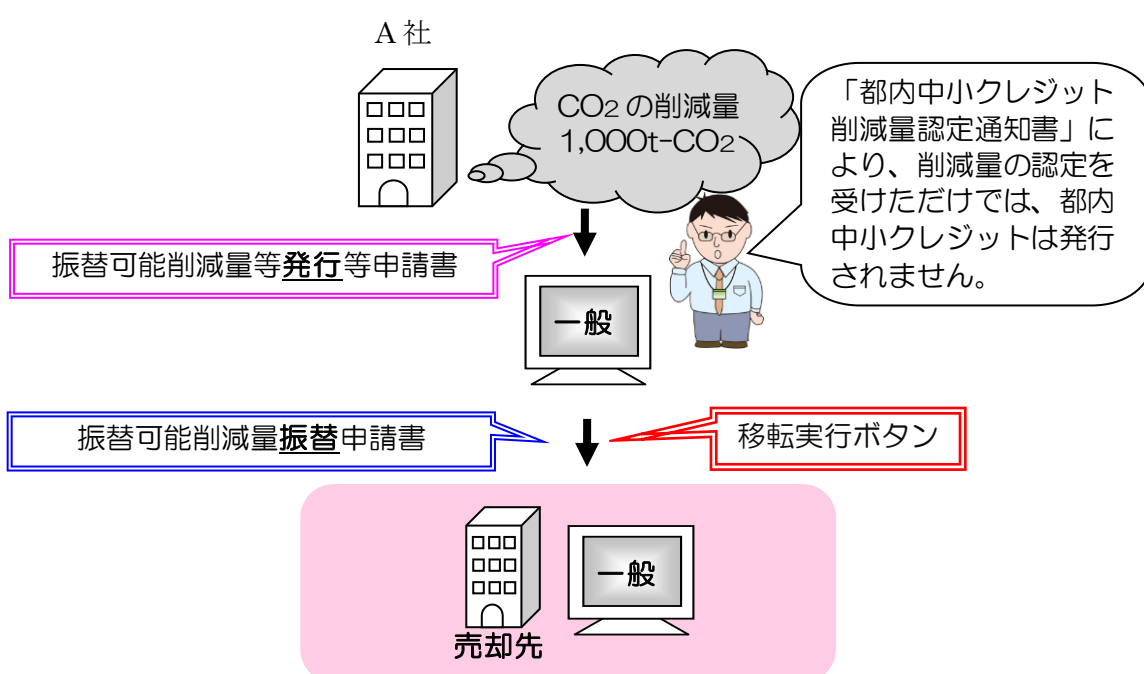
都内中小クレジット算定ガイドライン P.60～64、88～107

2-5	分類	都内中小クレジット
	事項	認定申請と口座開設までの流れ

事例	<p>A社は、都内に中小規模事業所を有しており、都内中小クレジットを創出し、対象事業所へ売却しようと考えている。どのような手順をすればよいのか。</p> <p>都内中小クレジットを創出するには、2つの手順が必要です。</p> <p>まず、対象となる事業所の範囲を特定するために、「都内中小クレジット事業所範囲申請書兼削減量(見込)届出書」を東京都に提出してください。東京都の審査を経て、「都内中小クレジット事業所範囲認定通知書」が届きます。次に削減対策を実施します(認定通知受領前に削減対策を実施済でも問題ありません)。実施した削減対策の削減量を算定し、都内中小クレジット算定ガイドラインP.75~77、P.119~169に記載している提出書類を東京都に提出してください。</p> <p>その後、東京都の審査を経て「都内中小クレジット削減量認定通知書」が届きます。認められた削減量を都内中小クレジットとして、東京都の排出量取引で活用するためには、都内中小クレジットの発行先として、一般管理口座の開設を受けなければなりません。</p> <p>一般管理口座の開設を受けるには、基本的には次の提出書類が必要となります。</p> <p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一般管理口座開設申請書 ② 印鑑証明書(6か月以内に発行したもの) ③ 電子データ(①のExcelデータを保存したもの) <p>なお、指定地球温暖化対策事業者又は口座管理者のいずれでもない方は、口座開設に13,400円の手数料(更新手数料も)がかかります。ただし、一定の要件を満たす場合にのみ、手数料減免申請書を提出することで手数料が免除されます(詳細は排出量取引運用ガイドラインP.57及び手数料減免申請書の記入要領を参照)。</p>
----	--

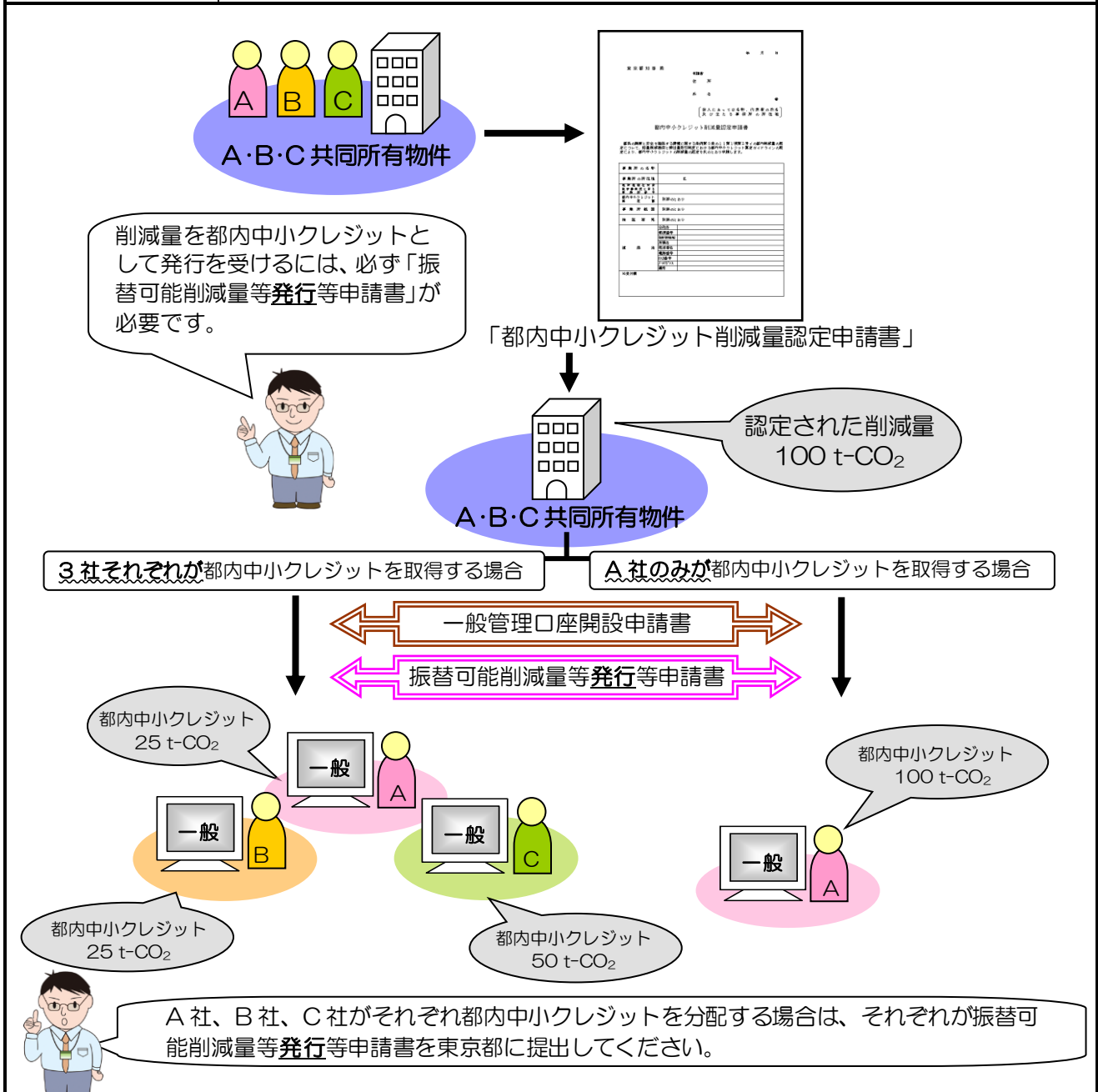


参考 URL	<p>●都内中小クレジットの申請書等のダウンロード先 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/measure/credit/documents.html ● 一般管理口座の開設申請書、記入要領等のダウンロード先 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/ippan_kouza_kaisetsu.html</p>
--------	--

2-6	分類 事項	都内中小クレジット 発行と移転
事例	<p>A社は、都内に中小規模事業所を有しており、都内中小クレジットの創出に向けた各種申請書類を東京都へ提出し、東京都から「都内中小クレジット削減量認定通知書」の通知を受けた。</p> <p>一般管理口座の開設は受けたものの、「総量削減義務と排出量取引システム」(以下「システム」)の一般管理口座の残高照会画面を見ると、都内中小クレジットがOt-CO₂となっていた。</p> <p>今後どのような手続を行えば、都内中小クレジットは一般管理口座に発行され、売却先に移転できるのか悩んでいる。</p>	
取り得る対応	<p>一般管理口座の開設を受けた後は、「都内中小クレジット削減量認定通知書」により認められた削減量を都内中小クレジットとして、一般管理口座へ発行する必要があります。そのためには、「振替可能削減量等発行等申請書」を東京都に提出する必要があります。</p> <p>提出後、東京都の審査を経て、およそ2週間程度で都内中小クレジットが一般管理口座に発行され、システムの一般管理口座の残高照会画面に情報が反映されます。</p> <p>売買取引が成立した後に、A社は「振替可能削減量振替申請書」を東京都へ提出します。提出後、東京都の審査を経て、およそ2週間程度でシステムに登録されている連絡先メールアドレス宛に、移転実行操作を依頼するメールが届きます。また、システムのメニュー画面の新着情報に「〇年〇月〇日 クレジットの移転手続が完了しました。現在、移転実行待ちとなっております。(取引履歴番号：〇〇〇-〇〇)」というメッセージが表示されます。</p> <p>取引履歴の情報に間違いがないかどうかを確認した後、「移転実行ボタン」を押すことで、売却先の一般管理口座へA社が保有している都内中小クレジットが移転されます。</p>	
 <p>A社</p> <p>CO₂の削減量 1,000t-CO₂</p> <p>振替可能削減量等発行等申請書</p> <p>一般</p> <p>「都内中小クレジット削減量認定通知書」により、削減量の認定を受けただけでは、都内中小クレジットは発行されません。</p> <p>振替可能削減量振替申請書</p> <p>移転実行ボタン</p> <p>売却先</p> <p>一般</p> <p>売却先の見つけ方は、次の2通りの方法があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「総量削減義務と排出量取引システム」における見積受付登録事業者照会機能を利用する。 ② 東京都環境局のホームページから、口座開設者の情報を参考にする。 		
参考 URL	<p>●システムの『口座保有者向け操作マニュアル』のダウンロード先 https://www.9.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/CapAndTrade/download/operationmanual.pdf</p>	

2-7	分類	都内中小クレジット
	事項	連名で創出した場合の発行

事例	<p>都内に共同所有物件として中小規模事業所を構えるA社、B社、C社が連名で「都内中小クレジット削減量認定申請書」を提出し、「都内中小クレジット削減量認定通知書」の通知を受けた。</p> <p>創出できた都内中小クレジットに係る削減量は100t-CO₂であった。この100t-CO₂について、3社でどのように分配するか協議中である。しかし、分配の仕方について、東京都の排出量取引制度では何か取り決めがあるのではないかと、という話題になっている。</p>
取り得る対応	<p>都内中小クレジットの申請がA社、B社、C社の連名であれば、3社のいずれの一般管理口座にも都内中小クレジットを発行させることができます。</p> <p>連名で申請したクレジット等の分配の仕方について、東京都は特段の定めを設けておりません。1社の一般管理口座に都内中小クレジットの全量を発行していただいても結構ですし、3社がそれぞれで一般管理口座の開設を受け、任意の割合で都内中小クレジットを分配していただいても結構です。誰の一般管理口座に発行するか、発行した後の都内中小クレジットの分配方法はどうかなどについては、当事者間で事前にしっかりと協議して決めてください。</p>



参照ガイドライン